

<所得控除額一覧表>

※令和3年度(令和2年年収入分)分から適用

名 称	概 要	控 除 額		人的控除差
		住民税(町・県民税)	所 得 税	
雑損控除	災害、盗難等で、本人または生計を一にする親族の所有する資産に損害をうけた場合	次のいずれか多い金額 (1)(損失額－保険金等補填される額)－総所得金額等の10% (2)(災害関連支出金額－保険金等補填される金額)－5万円		-
医療費控除	本人が、本人または生計を一にする親族のために医療費等を支払った場合	(支払金額－保険金等補填される額)－(10万円と総所得金額の5%のいずれか少ない金額) (限度額 200万円) ※セルフメディケーション税制による医療費控除については別項参照		-
社会保険料控除	本人が、本人または生計を一にする親族の社会保険料等を支払った場合	支払額全額		-
小規模企業共済等掛金控除額	本人が、小規模企業共済制度に基づく掛金等を支払った場合			-
生命保険料控除	本人が、本人または生計を一にする親族が受取人となっている生命保険契約等の保険料を支払った場合、または一定の介護医療保険料を支払った場合及び一定要件を満たす個人年金保険契約等の保険料や掛金を支払った場合	【新契約】H24年1月1日以後に締結した保険契約等 支払った保険料が ア 12,000円以下の場合 支払った保険料の金額 イ 12,001円～32,000円の場合 支払保険料×1/2+6,000円 ウ 32,001円～56,000円の場合 支払保険料×1/4+14,000円 エ 56,001円以上の場合 (限度額28,000円) 【旧契約】H23年12月31日以前に締結した保険契約等 支払った保険料が ア 15,000円以下の場合 支払った保険料の全額 イ 15,001円～40,000円の場合 支払保険料×1/2+7,500円 ウ 40,001円～70,000円の場合 支払保険料×1/4+17,500円 エ 70,001円以上の場合 (限度額35,000円) 一般生命保険料または個人年金保険料については、新契約と旧契約の両方について控除の適用を受ける場合、それぞれの算式により計算した控除額の合計額 (限度額28,000円) 一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料についてそれぞれの算式により計算した控除額の合計額 (最高限度額70,000円)	【新契約】H24年1月1日以後に締結した保険契約等 支払った保険料が ア 20,000円以下の場合 支払った保険料の金額 イ 20,001円～40,000円の場合 支払保険料×1/2+10,000円 ウ 40,001円以上の場合 支払保険料×1/4+20,000円 (限度額40,000円) 【旧契約】H23年12月31日以前に締結した保険契約等 支払った保険料が ア 25,000円以下の場合 支払った保険料の全額 イ 25,001円～50,000円の場合 支払保険料×1/2+12,500円 ウ 50,001円以上の場合 支払保険料×1/4+25,000円 (限度額50,000円) 一般生命保険料または個人年金保険料については、新契約と旧契約の両方について控除の適用を受ける場合、それぞれの算式により計算した控除額の合計額 (限度額40,000円) 一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料についてそれぞれの算式により計算した控除額の合計額 (最高限度額120,000円)	-

地震保険料控除	本人が、本人または生計を一にする親族が生活をしている家の地震保険を支払った場合 ※旧長期損害保険は平成18年末までに契約したもののみ対象	【地震保険料】 支払った地震保険料の1/2 (限度額25,000円) 【旧長期損害保険料】 支払った保険料が ア 5,000円以下の場合 支払った保険料の全額 イ 5,001円以上の場合 支払保険料×1/2+2,500円 (限度額 10,000円) 地震保険料及び長期損害保険料についてそれぞれの算式により計算した控除額の合計額 (最高限度額 25,000円)	【地震保険料】 支払った地震保険料 (限度額50,000円) 【旧長期損害保険料】 支払った保険料が ア 10,000円以下の場合 支払った保険料の全額 イ 10,001円以上の場合 支払保険料×1/2+5,000円 (限度額 15,000円) 地震保険料及び長期損害保険料についてそれぞれの算式により計算した控除額の合計額 (最高限度額 50,000円)	—
寄附金控除	※税額控除「寄附金税額控除」を参照	税額控除	(「特定寄附金の額」と「所得金額の合計額の40%」のいずれか少ない方の額)－2,000円	—
障害者控除	本人、同一生計配偶者または扶養親族が障害者である場合	障害者……………260,000円 特別障害者……………300,000円 同居特別障害者……………530,000円	障害者……………270,000円 特別障害者……………400,000円 同居特別障害者……………750,000円	1万円 10万円 22万円
寡婦・ひとり親控除	本人が寡婦・ひとり親である場合	寡婦……………260,000円 ひとり親……………300,000円	寡婦……………270,000円 ひとり親……………350,000円	1万円 5万円
勤労学生控除	本人が勤労学生である場合	合計所得金額75万円以下、うち給与所得以外の所得合計10万円以下の者 ……………260,000円	合計所得金額75万円以下、うち給与所得以外の所得合計10万円以下の者 ……………270,000円	1万円
配偶者控除	同一生計配偶者、控除対象配偶者がいる場合 ※配偶者の所得金額の合計額(繰越損失控除前)48万円以下が対象。 ただし、事業専従者として給与を支払を受ける者は除く	※別表参照		
配偶者特別控除	生計を一にする配偶者で控除対象配偶者に該当しない場合 ※他の納税義務者の扶養親族又は事業専従者を除く	※別表参照		
扶養控除	生計を一にする親族(配偶者を除く)のうち、所得金額48万円以下の場合 ※非居住者である扶養親族の適用を受ける場合、「親族関係書類」等の添付または提示が必要	一般:16～18歳、23～69歳 ……………330,000円 特定:19～22歳……………450,000円 老人:70歳以上……………380,000円 同居老親等……………450,000円	一般:16～18歳、23～69歳 ……………380,000円 特定:19～22歳……………630,000円 老人:70歳以上……………480,000円 同居老親等……………580,000円	5万円 18万円 10万円 13万円
基礎控除	納税者自身の控除額	430,000円	480,000円	5万円

※同一生計配偶者とは…納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が48万円以下の方をいいます。

※控除対象配偶者とは…同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者をいいます。